

資料5（【規則】公表規定改正に伴う改正）

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則 平成22年9月1日規則第16号	○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則 平成22年9月1日規則第16号
第1条から第8条まで 略 (公表の方法)	第1条から第8条まで 略 (公表の方法)
第9条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、 <u>軽井沢町公告式条例（昭和28年軽井沢町条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への</u> 掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。	第9条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、 _____ 掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。
(1) <u>勧告を受けた者</u> の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	(1) <u>土地利用行為者</u> の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
(2) <u>勧告を受けた者</u> の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所）	(2) <u>土地利用行為者</u> の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所）
(3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨	(3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項	(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項
以下 略	以下 略